

令和4年度 社会福祉法人指導監査結果の概要

1 一般監査の実施状況（監査実施周期：原則、3年に1回（※））

※新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の法人は、監査を次年度に延期

県所管法人数 (R4. 4. 1 時点)	実施法人数	文書指摘あり	口頭指摘のみ	指摘なし
106 (106)	39 (16)	22 (8)	14 (7)	3 (1)

※（ ）は令和3年度の実施状況

- ・ 文書指摘：法令又は通知等の違反が認められ、改善措置をとるべき旨を文書により指導したもの
- ・ 口頭指摘：法令又は通知等の違反が認められるが、違反の程度が軽微であるもの又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれるもの

2 指摘事項の概要

指摘事項の内容	指摘法人数	
	R4	R3
I 法人運営		
1 定款		
(1) 定款の内容が不十分	2	0
(2) 定款の変更手続きの不備	1	1
2 評議員		
(1) 評議員の選任・解任手続きの不備	0	1
(2) 評議員の人数・選任要件の不備	6	0
3 評議員会		
(1) 評議員会の招集手続きの不備	1 2	3
(2) 評議員会の決議の不備	3	0
(3) 評議員会の記録の不備	6	1
(4) 決算手続きの不備	0	3
4 役員（理事・監事）		
(1) 役員の選任・解任手続きの不備	1 1	4
(2) 役員の人数・選任要件の不備	8	1
(3) 理事長・業務執行理事の選定の不備	0	1
(4) 監事の職務実施状況が不十分	3	0
5 理事会		
(1) 理事会の招集手続きの不備	8	1
(2) 理事会の決議の不備	1 4	8
(3) 理事への権限委任の不備	1	1
(4) 理事長・業務執行理事による業務報告の未実施	1	1
(5) 理事会の記録の不備	1 1	2

指摘事項の内容		指摘法人数	
		R4	R3
6 評議員、役員及び会計監査人の報酬			
	(1) 報酬等の額が法令に定めるところにより定められていない	3	2
	(2) 報酬等支給基準の整備手続の不備、内容が不十分	2	0
	(3) 報酬等の不適切な支給	2	0
II 事業			
1 事業一般			
	(1) 定款上の事業と実際に実施する事業が不一致	9	3
2 社会福祉事業			
	(1) 社会福祉事業の実施状況が不適切	3	1
III 管理			
1 資産管理			
	(1) 基本財産の管理運用が不適切	1	1
	(2) 不動産の借用手続が不適切	1	0
2 会計管理			
	(1) 経理規程の不備、経理規程に基づく事務が不適切	28	11
	(2) 予算執行・資金管理等に係る体制の不備	9	2
	(3) 会計処理が不適切	11	4
	(4) 会計帳簿の整理が不十分	4	1
	(5) 計算書類等の未整備、内容の不備	15	9
3 その他			
	(1) 法令に定める情報の公表の未実施	1	3
	(2) 変更登記の遅延・不備	15	5
	(3) 入札契約の取扱い・印鑑の管理が不適切	0	1

3 具体的な指摘事例

【I 法人運営】

(定款)

- ・ 新たに取得した基本財産について、定款への追加手続が行われていなかった。
- ・ 定款施行細則について、社会福祉法人制度改革の施行に伴う見直しが十分行われていなかった。

(評議員)

- ・ 評議員及び役員の選任に当たり、欠格事由、特殊関係者及び反社会的勢力の者の有無について確認が行われていなかった。

(評議員会)

- ・ 評議員会の招集について理事会で決議を行う前に、評議員に対し招集を通知していた。
- ・ 評議員会招集に係る理事会の決議に当たり、評議員会の議題及び議案の概要等について審議されていなかった。
- ・ 定時評議員会が定款に定められた期間内（毎会計年度終了後3か月以内）に開催されていなかった。

(役員(理事・監事))

- ・ 当該年度の理事会を全て欠席している、又は連続欠席している理事が認められた。
- ・ 監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任する監事の過半数の同意を得たことが明らかになっていなかった。
- ・ 監事全員が欠席した理事会があった。

(理事会)

- ・ 理事会の招集通知を省略することについて、全ての理事及び監事の同意を得ていなかった。
- ・ 評議員選任・解任委員の選任等について、理事会において必要な決議が行われていなかった。
- ・ 利益相反取引に該当する法人と理事との間での土地の賃貸借契約の締結について、理事会の承認を得ていなかった。
- ・ 定款施行細則及び事務決裁規程に、理事長が専決できる具体的業務内容及び範囲が明確に定められていなかった。
- ・ 理事会の決議を省略した場合の議事録の作成が適切に行われていなかった。

(評議員、役員及び会計監査人の報酬)

- ・ 役員等の報酬等の総額について、評議員会において決議されていなかった。

【Ⅱ 事業】

(事業一般)

- ・ 定款に記載のない事業を実施していた、又は廃止した事業が定款に記載されていた。
- ・ 定款に記載されている事業が実施されておらず、実施見込みについての具体的な検討もされていなかった。

(社会福祉事業)

- ・ 使途制限のある資金(介護報酬等)を他の社会福祉事業又は公益事業へ繰替使用(貸付)しているが、年度内に補填されていなかった。

【Ⅲ 管理】

(会計管理)

◇経理規程の不備、経理規程に基づく事務が不適切

- ・ 社会福祉法人制度改革の施行及び社会福祉法人会計基準を踏まえた改正が行われていなかった。
- ・ 寄附金品の受入手続について、寄附申込書による手続が適正に行われていなかった。
- ・ 内部牽制が必要とされる事務について、会計責任者が単独で処理できる規定となっていた。
- ・ 貸借対照表に賞与引当金が計上されていなかった。
- ・ 現金の管理について、会計責任者又は出納職員による残高の確認及び報告が経理規程に基づいて行われていなかった。
- ・ 収納した現金について、金融機関への預け入れが経理規程に定められた期間を超えていた。
- ・ 小口現金の清算が経理規程に基づいて行われていなかった。
- ・ 固定資産の処分について、理事長の承認を得ずに処分を行っていた。

- ・ 固定資産の使用状況について、調査・確認結果を統括会計責任者及び理事長に報告していなかった。
- ・ 過去に発生した未収債権について、取引先を把握しておらず、長期にわたり残高の確認が行われていなかった。

◇予算執行・資金管理等に係る体制の不備

- ・ 金融機関との取引に使用する印鑑と通帳又はインターネットバンキングに用いる入力パスワードと送信パスワードについて、単独の者が管理していた。
- ・ 経理事務を行う出納職員を任命していなかった。
- ・ 会計責任者又は出納職員でない者が現金を取り扱っていた。

◇会計処理が不適切

- ・ 誤った勘定科目で会計処理が行われていた。
- ・ 助成金等について、支払根拠となる要綱等の規定と異なる方法又は金額による支払いを行っていた。
- ・ 施設報酬を主たる財源とする資金について、限度額を超えて他の社会福祉事業に繰り入れられていた。

◇計算書類等の未整備、内容の不備

- ・ 予算を超過した経費が執行されていた。
- ・ 作成すべき計算書類等が定められた様式に則していないなど、適切に作成されていなかった。

(その他)

- ・ 組合等登記令に定める期限内に変更登記（目的及び事業の変更、理事長の就任等）が行われていなかった。
- ・ 現況報告書に記載されている理事の報酬額等が、公表すべき額よりも過少となっていた。